

確 約 書

令和 7年 4月 1日

洲本市長 様

確約項目全てに
チェックを入れて
ください

住 所 洲本市

本町三丁目〇番〇号

氏 名

洲 本 太 郎

印

洲
本

電話番号

(090) 1234-〇〇〇〇

私は、洲本市飼い主のいない猫対策補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく補助金の交付申請をするに当たり、次の事項を確約します。

- ☒ 飼い主のいない猫の不妊手術実施に関し、地域住民の方に十分な説明を行い理解を得るように努めました。
- ☒ 本申請に係る猫は、飼い主のいない猫であり、実施に関しての苦情やトラブルが発生した場合は、自己の責任においてこれを解決します。
- ☒ 飼い主のいない猫は、識別のため耳カット手術（V字）を実施します。
- ☒ 飼い主のいない猫は手術後、自らが終生飼育をするか終生飼育ができる者に引き渡します。やむを得ない理由により終生飼育ができない場合は、近隣住民の理解を得た上で、その生息地域に戻します。
- ☒ 手術後に飼い主のいない猫を生息地域に戻す際は、置きエサはせずエサの管理や糞尿の清掃等を行い良好な生活環境の保全に努めます。
- ☒ 飼い主のいない猫の無秩序かつ、不定期的なエサやり等については、抑止するための啓発等を行います。
- ☒ 補助事業等遂行の過程で周辺住民その他第三者との間に紛争を生じた場合には、自らの費用負担と責任においてこれを解決するものとし、洲本市に一切迷惑をかけません。また、当該紛争に関連して洲本市が被害を被った場合には、当該損害を直ちに賠償します。
- ☒ 洲本市補助金等交付規則及び要綱の規定並びに上記事項を遵守し、万一、これらに違反したときは補助金の交付の決定の取り消しを受けても何らの異議の申し立て等を行わず、交付を受けた補助金の全額を返還します。